

国分寺市監委告示第3号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和4年1月4日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第711号

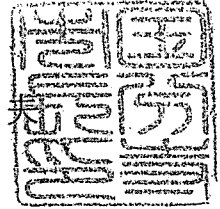
令和4年1月4日

国分寺市監査委員

川畑一良様

高橋良子様

国分寺市長 井澤邦



令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果の報告書の提出に
ついて（報告）

令和3年3月25日付け国監発第35号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和2年度公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告書

(文化振興課)

1 一部改善及び検討を要する事項について

協定書において、自主事業の承諾は書面により行わなければならないこととなっているが、指定管理者が提出した事業計画書を収受することで承諾したことについて適正な執行に努められたい。

(措置内容)

協定書第 57 条の規定に基づき、当該文書を収受した際には、指定管理者に対し書面により承諾するよう改めました。